

日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直し

平成21年の勧告時報告で論及した日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直しについて、政府の関係部局と連携して検討



これまでの日々雇用の仕組みを廃止し、非常勤職員として会計年度内に限って、臨時に置かれる官職に就けるために任用される期間業務職員の制度を新設

期間業務職員制度の概要

※ 平成22年10月1日施行（必要な経過措置）

任期

- 採用の日から当該採用の日の属する会計年度の末日までの期間を超えない範囲内で定める
- 任命権者は、業務遂行上、必要かつ十分な任期を定める。この場合において、必要以上に短い任期を定めることにより採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮

採用

- 面接・経歴評定等を通じた適切な能力判定。
- 原則として公募による。ただし、
ア:必要な技能等の内容やべき地の官職等の勤務環境などの事情がある場合
イ:従前の勤務実績に基づき能力実証を行うことができる場合
には、公募によらないことも可能(イの場合、連続2回を限度とするよう努める)

条件付採用期間

- 1月を超える任期を定めた採用は、その採用の日から起算して1月間条件付のものとする

(注)分限、懲戒、倫理、災害補償など各人事制度が原則適用。

退職手当や共済制度についても、各制度の要件を満たす場合には、適用。